

65歳以上の川越町民の方対象

後付け安全運転支援装置

設置費補助制度を始めます



令和2年7月1日から令和4年3月31日^(予定)まで

ペダル踏み間違いによる交通事故防止や、事故時の被害軽減に資するため、令和2年7月1日以降に後付けで安全運転支援装置を設置した方に補助金を交付します。

補助対象者 ※下記①～⑤をすべて満たす個人の方

- ①申請時点で川越町内に1年以上住民を有する（住民登録のある）65歳以上の方（令和2年度：昭和31年4月1日以前に生まれた方が対象）
- ②非営利かつ自ら使用する自動車に安全運転支援装置を設置した方
- ③有効な運転免許証を有する方
- ④町税を滞納していない方
- ⑤安全運転装置設置費にかかる他の補助金を受けていない方（国の補助金は除く）

補助対象の自動車 ※下記①～②をすべて満たす車両

- ①普通、小型、軽自動車で車検を受けている自家用車（事業用は対象外）
- ②車検証の使用者欄に申請者の氏名が記載されていること

補助対象の安全運転装置

令和2年7月1日以降に購入・設置したもの

既販車に後付けで設置する国土交通省の性能認定を受けている急発進等抑制装置（最新の情報は国土交通省又は次世代自動車振興センターのホームページをご覧ください。）

国土交通省の性能認定を受けている安全運転支援装置（R1.12.17時点）

- ・踏み間違い加速抑制システム【トヨタ自動車】
- ・ペダル踏み間違い時加速抑制装置【ダイハツ工業】
- ・S-DRIVE 誤発進防止システム2【サン自動車工業】
- ・JARWA_S-DRIVE【（一社）日本自動車車体補修協会】
- ・ペダルの見張り番Ⅱ【データシステム】
- ・アクセル見守り隊【データシステム】
- ・ワンペダル【ナルセ機材】

※今後、新たに国土交通省の性能認定を受けた装置が増加することが予想されます。補助期間内であっても対象の安全運転支援装置は随時変更となります。

補助金額 国補助金を受けている場合：補助対象経費×7/10 受けていない場合：補助対象経費×9/10

補助対象経費…安全運転支援装置の購入・設置費用（修理費等は除く）（上限6万円）

※補助金を受けるのはひとり1台限りです。詳しくはお問い合わせください。

補助金の申請から交付までの流れ

安全運転支援装置を取扱店で設置（設置可能か確認→注文→設置完了）



※安全運転支援装置はすべての車両に設置できるものではないため、ご自身の自動車に設置できるかどうかを事前に取扱店で確認してください。

申請書（補助金交付申請書兼実績報告書）を環境交通課へ提出

※申請書は、環境交通課窓口、町ホームページから入手できます。
※申請には認印（シャチハタ不可）を持参してください。

【添付書類】

- ①車検証（使用者欄が申請者本人）のコピー
- ②自動車運転免許証のコピー
- ③購入設置費の支払い手続きが完了したことが確認できる書類（レシート、領収書等のコピー）
- ④住民票（申請日前3か月以内に発行されたもの）
- ⑤完納証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの）
- ⑥その他必要な書類



※添付書類は、すべて申請者本人の名義のものがが必要です。
特に、③の宛名が申請者本人になっている必要があります。
③において、国補助金の交付の有無又は設置した安全運転支援装置名等が不明瞭の場合は、別に書類の提出を求める場合があります。
※申請書には振込口座の記入が必要です。振込先金融機関が分かる書類をご持参ください。

通知書（補助金交付決定通知書）が届く

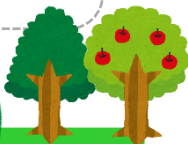
※申請書類を審査の上、申請者へ通知書を郵送します。

補助金が指定口座に振り込まれる

※申請日から概ね1か月～2か月後の振込み

（注意）補助金を受けた安全運転支援装置は、原則1年以上使用してください。
ただし、病気等により運転が困難になった場合等は、無理せず運転を中止し、免許証返納等をご検討下さい。

安全
運転



●問合せ● 川越町役場環境交通課

☎059-366-7163